

## 中古バイクの走行距離表示に関する実態調査を実施 —二輪車情報誌・同 Web サイトで124社が不当表示—

当協議会は、平成28年10月に「オークション・情報誌・小売り」の際の中古バイクの走行距離の表示を規約に基づく表示に統一し、適正な表示の普及に努めて参りました。

この度、当協議会は、走行距離表示適正化の一環として、二輪車情報誌・同 Web サイトに掲載された中古バイクの走行距離表示について、過去のオークション出品履歴と照合し、適正に表示されているか実態調査を実施いたしました。

その結果、一部販売店（公取協会員・非会員）の中古バイクの走行距離の表示について、実際よりも少ないものであるかのように消費者を誤認させるおそれのある不当表示（例えば、オークションに「減算車」として出品された中古バイクについて、二輪車情報誌・同 Web サイトでは「実走行」と表示、等）が認められました。（詳細は次頁の表をご参照ください。）

問題となる表示が認められた販売店に対しましては、早急に表示を改善するよう要請いたしましたが、会員販売店の皆様におかれましても、同様の表示を行うことのないよう、貴社の販売する二輪車情報誌・同 Web サイト、店頭展示車等の走行距離表示について、仕入れ時の帳票類（オークション落札票、業販契約書・仕入伝票等）を基に、再度ご確認くださいませようお願いいたします。

なお、当協議会は、本年5月に同様の調査を実施する予定です。その際、不当表示が認められた場合は、公正競争規約違反（公取協会員店）※1 及び景品表示法違反（公取協非会員店）※2 として、措置の対象となりますので、会員販売店の皆様におかれましては、規約に基づく適正な表示を実施してください。

### 【※1 公正競争規約違反に対する措置《嚴重警告・違約金》】

公正競争規約違反（不当表示）に対して自動車公正取引協議会が行う措置。違反行為の排除及び同様の違反行為を行わないよう命じるもの。悪質性が高いと判断された場合は、併せて違約金を課し、会報誌等で事業者名及び違反行為を公表する。

### 【※2 景品表示法違反に対する措置《措置命令・課徴金》】

不当景品類及び不当表示防止法違反に対して消費者庁及び都道府県が行う行政処分。違反行為の撤回、再発の防止を命じるもの。加えて課徴金を課される場合もある。消費者庁 HP や記者会見等において事業者名及び違反行為について公表、また、違反をした事業者は、違反となる広告を掲載した媒体に謹告文等を自費で掲載する必要がある。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで [nirin-info@aftc.or.jp](mailto:nirin-info@aftc.or.jp)  
TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114

【問題となる走行距離表示の件数】

NO	オークションにおける走行距離表示
1	メーター交換歴車（\$）
2	減算車（*）
3	
4	疑義車（?）
5	
6	実走行車



二輪車情報誌・同 Web サイトにおける走行距離表示	対象台数
実走行車	2台
実走行車	66台
メーター交換歴車	7台
疑義車（走行距離不明）	39台
実走行車	62台
実走行車（オークション仕入れ時よりも 1,000km 以上過少に表示）	37台
	計213台

【問題となる走行距離表示を行っていた販売店（法人）数】

■台数別

	対象社数	社数		
		（該当車両1台）	（該当車両2台～4台）	（該当車両5台～）
合計	124社	90社	29社	5社

■都道府県別

北海道	2社	東京都	6社	愛知県	11社	大阪府	16社	大分県	2社
宮城県	3社	神奈川県	8社	三重県	2社	兵庫県	4社	長崎県	1社
秋田県	1社	山梨県	1社	岐阜県	1社	広島県	3社	熊本県	3社
栃木県	1社	群馬県	2社	石川県	1社	香川県	2社	宮崎県	1社
茨城県	2社	新潟県	1社	富山県	1社	徳島県	2社	鹿児島県	1社
千葉県	2社	長野県	3社	滋賀県	1社	福岡県	17社	沖縄県	1社
埼玉県	12社	静岡県	4社	京都府	4社	佐賀県	2社		

【問題となる走行距離表示の一例】

■オークション仕入れ時

走行距離減算車  
メーター表示値 5,000km

<バイクオークション(出品票等)における表示>  
(アスタリスクマーク)

車検	28	年	4	月	
走行	5	,	0	0	0 <small>km</small> マイル
外色	元色	オレンジ	色替		

■二輪車情報誌・同 Web サイト掲載時

A 5,000km の実走行距離として表示

	
チヨダ	400cc 日本製
35.5 万円	走行 5,000km

メーターの表示  
値をそのまま実走  
行距離として掲載

B 走行疑義として表示

	
チヨダ	400cc 日本製
35.5 万円	走行 ? (不明)

減算車であるこ  
とが判明してい  
るのに、疑い  
がある走行疑義  
として掲載

※実際の走行距離よりも少なくなっていることが判明している「減算車」を、実際の走行距離よりも少なくなっている疑いがある「疑義車」と表示することはできません。

【表示のポイント】

オークションで走行距離の状態に「\$ (メーター交換歴車)」、「? (疑義車)」、「\* (減算車)」のマークがついた車両は、小売時にも同様の内容についての表示が必要となります。

オークション流通時の表示	情報誌、広告、店頭プライスカードの表示
5,000km (実走行)	走行距離数 5,000km
5,000km \$ (メーター交換車)	走行距離数 交換歴車 km (交換前 10,000km 交換後 5,000km)
5,000km ? (疑義車)	走行距離数 ? km (不明)
5,000km * (減算車)	走行距離数 減算車 km

※走行キロ数の表示  
はできません。

プライスカードにも上記同様の表示が必要です。

※走行距離の表示に関する「よくあるご質問とその考え方」を、当協議会ホームページに掲載しておりますので、下記 URL をご参照ください。

<http://www.aftc.or.jp/contents/mc/meter/index.html>